



平成 29 年 9 月 8 日

各 位

会社名 美 津 濃 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 水 野 明 人  
(コード番号：8022 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 福 本 大 介  
(TEL. 06-6614-8465)

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分要領

処 分 期 日	平成 29 年 9 月 26 日
処 分 株 式 数	1, 280, 000 株
処 分 価 額	1 株につき 656 円
処 分 総 額	839, 680, 000 円
処 分 先	野村信託銀行株式会社 (美津濃従業員持株会専用信託口)
そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は本日開催の取締役会において、従業員に対して企業価値向上のインセンティブの付与と、株主としての資本参加促進を通じて従業員の勤労意欲を高め、当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」 (以下、「本プラン」といいます。) の導入を決議いたしました。

本プランの概要につきましては、本日付『「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入について』をご参照下さい。本自己株式の処分は、本プランの導入のため設定される野村信託銀行株式会社 (美津濃従業員持株会専用信託口) に対し行うものであります。

処分数量につきましては、現在の当社従業員持株会の年間買付実績をもとに、今後 5 年間の信託期間中に同持株会が野村信託銀行株式会社 (美津濃従業員持株会専用信託口) より購入する予定数量に相当するものであります。なお、希釈化の規模は発行済株式数に対し 0.96% (平成 29 年 3 月 31 日時点の総議決権数 125, 157 個に対する割合は 1.02%) となります。

#### ※信託契約の概要

委託者： 当社

受託者： 野村信託銀行株式会社

受益者： 受益者適格要件を満たす者

(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)

信託契約日： 平成 29 年 9 月 8 日

信託の期間： 平成 29 年 9 月 8 日～平成 34 年 9 月 28 日

信託の目的： 当社持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付

信託管理人： 当社と利害関係のない第三者を選定する予定

議決権の行使： 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使

### 3. 払込価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分は従業員株式所有制度である本プランの導入を目的としております。処分価額につきましては、恣意性を排除するため平成29年9月7日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式終値である656円としております。取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的と考えております。なお、この価格は東京証券取引所における当社株式の1ヶ月（平成29年8月8日～9月7日）終値平均である658円（円未満切捨て）からの乖離率-0.30%、3ヶ月（平成29年6月8日～平成29年9月7日）終値平均である650円（円未満切捨て）からの乖離率+0.92%及び6ヶ月（平成29年3月8日～平成29年9月7日）終値平均624円（円未満切捨て）からの乖離率+5.13%となっております。従いまして、上記を勘案した結果、本自己株式の処分価額は、有利なものではなく合理的と判断しております。

上記処分価額につきましては、監査等委員会が、本第三者割当が本プランの導入を目的としていること、及び当該処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、弁護士への確認を経た上で、割当先に特に有利な発行価額には該当しない旨及び当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上